

(仮称)福祉避難所運営ガイドライン

令和〇年〇月

神奈川県くらし安全防災局防災部危機管理防災課
神奈川県福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課

目次

はじめに	1
0.1 背景と目的.....	1
0.2 本ガイドラインの位置づけ.....	1
第Ⅰ部 福祉避難所の概要	2
第1章 福祉避難所とは.....	2
1.1 制度概要.....	2
1.2 災害対策基本法における福祉避難所の基準.....	3
1.3 要配慮者スペース	4
1.4 災害救助法との関係要配慮者スペース	4
1.5 費用負担の考え方	6
第2章 福祉避難所の受入対象と支援内容.....	8
2.1 要配慮者の定義とその特徴.....	8
2.2 福祉避難所の受入対象となる者	8
2.3 スクリーニングの例	9
2.4 福祉避難所における支援内容.....	10
第3章 指定福祉避難所の指定及び周知.....	12
3.1 福祉避難所の指定	12
3.2 福祉避難所の周知	13
3.3 協定等による福祉避難所等の活用	15
第4章 福祉避難所と広域避難.....	14
4.1 広域避難の制度的位置	14
4.2 実例に見る課題と対応.....	15
4.3 広域避難に必要な連携・支援体制	16
4.4 応援・受援双方に求められる取組み	16
第Ⅱ部 平常時における取組み	17
第5章 運営体制の構築.....	17
5.1 受入対象者の把握	17
5.2 利用可能な施設の把握	18
5.3 指定要件・指定目標の設定.....	18
5.4 指定福祉避難所の指定及び周知	19
第6章 マニュアルの整備等	21
第7章 資機材、移送手段、人材の確保.....	22
7.1 資機材の確保	22

7.2 移送手段の確保	22
7.3 人材の確保.....	23
7.4 緊急入所等への対応	24
第8章 訓練や研修の実施.....	25
第Ⅲ部 災害時における対応	26
第9章 福祉避難所の開設・避難のフロー	27
第10章 開設準備期	31
10.1 開設の判断.....	31
10.2 開設の準備.....	31
10.3 福祉避難所として活用するスペースやレイアウトの例	33
10.4 市町村と施設管理者の役割分担	34
第11章 開設・受入期	34
11.1 開設の報告・周知	34
11.2 避難者の受入れ	34
11.3 生活相談員等の配置	35
第12章 運営確立期	37
第13章 運営安定期	39
第14章 解消期	40
関係法令・参考資料.....	41

はじめに

0.1 背景と目的

- 災害時には、すべての避難者が安全に生活できる環境を確保することが求められており、特に、高齢者、障がい者、乳幼児その他特別な配慮を要する「要配慮者」については、一般の避難所の設備や環境では生活に支障をきたすことがあります。
- また、災害による直接的被害を免れても、その後の避難生活における生活環境や、生活の質の悪化から、災害関連死に陥る可能性がある。
- 近年の災害では、「要配慮者」を滞在させる福祉避難所の準備不足や受入れ体制の不備によって、要配慮者が十分な支援を受けられない事例が見られる。
- 令和7年3月に公表した県の地震防災戦略では『誰一人取り残さない』防災を目指すべき将来像として掲げ、一人でも多くの命を救う観点から、減災の取組を進めています。
- 本指針は、このような背景を踏まえ、市町村が地域の実情に応じて福祉避難所の体制整備を進められるように策定するものである。

0.2 本ガイドラインの位置づけ

- 福祉避難所に関する指針としては、すでに国において「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」をはじめ、様々な基準や指針が示されており、その他、災害対策基本法などの各種法令においても、要配慮者支援の必要性が明記されている。
- 本ガイドラインは、国の示す制度や方針との整合性を保ちつつ、県としての基本的な考え方を補足的に示すもので、市町村の独自の判断や地域特性を妨げるものではなく、現場の柔軟な運用と創意工夫を尊重する立場を取る。
- 本ガイドラインが実務上の一助となり、今後より一層実効性の高い取組みが展開されることを期待するのである。

【凡例】

法	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
令	災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）
施行規則	災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）

第Ⅰ部 福祉避難所の概要

ポイント

1. 要配慮者とは、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を指す。
2. 福祉避難所とは、「要配慮者」を滞在させることを想定した避難所とする。
3. 福祉避難所は、一定の基準に適合する公共施設その他の施設として指定の必要がある。
4. 市町村は公示だけではなく、福祉避難所に関する情報を住民（特に要配慮者及びその家族、自主防災組織、支援団体等）に対して、周知徹底を図る必要がある。
5. 広域避難とは、被災地域の福祉避難所だけでは受入れが難しい要配慮者を他の自治体に移送することを指す。
6. 市町村は福祉避難所開設・運営に関する全般にかかる費用項目等について、民間施設を福祉避難所とする場合には、施設管理者とあらかじめ定めておく必要がある。
7. 受入れにかかる費用は、避難実施市町村（災害救助法が適用された場合は国と県）が負担することに留意する

第Ⅰ章 福祉避難所とは

1.1 制度概要

- 福祉避難所とは、一般の避難所では生活に支障が想定される高齢者、障がい者、乳幼児等、特別な配慮を要する「要配慮者」のために開設される避難所である。
- 福祉避難所は、災害対策基本法に基づく指定福祉避難所のほか、協定等により確保している福祉避難所も含まれる。

1.2 災害対策基本法における福祉避難所の基準

○ 指定避難所の指定基準として、次のように定めている。(令第20条の6)

① 避難のための立退きを行った居住者等又は被災者（被災者等）を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること 【規模条件】	指定一般避難所	指定福祉避難所
② 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること 【構造条件】		
③ 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること 【立地条件】		
④ 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること 【交通条件】		
⑤ 主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにおいては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであること 【福祉避難所に関する指定基準】		

○ また、指定福祉避難所に関する指定基準における「内閣府令で定める基準」は、次のとおり（施行規則第1条の9）。

① 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること
② 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること
③ 災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること

1.3 要配慮者スペース

- 指定避難所など一般の避難所等の一部のスペースに、生活相談員（要配慮者に対して生活支援・心のケア・相談等を行う者）等を配置するなど指定福祉避難所の基準に適合するものは、当該スペースを指定福祉避難所として指定しておくことが望ましい。
- 市町村は、要配慮者の状態に応じて適切に対応することができるよう、一般の避難所内に、要配慮者のために何らかの配慮がなされているスペース（要配慮者スペース）を設置するよう努める。
- 一般の避難所は、指定福祉避難所と異なり、生活相談員（要配慮者に対して生活支援・心のケア・相談等を行う者）の配置などの基準等を満たす必要はない。

1.4 災害救助法との関係

- 一般の避難所と同様、福祉避難所についても、災害救助法における救助の対象となる（災害救助法4条1項1号、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成25年内閣府告示第228号）第2条第1号ニ・ホ）。
- 災害救助法による福祉避難所の開設期間は、7日以内とされている（令第3条第1項。いわゆる「一般基準」）。
- ただし、定められた期間内に避難所を閉鎖できない場合には、内閣総理大臣と都道府県知事で協議の上、開設期間を延長することができる（災害救助法施行令3条2項。いわゆる「特別基準」）。

1.5 費用負担の考え方

- 市町村は福祉避難所開設・運営に関する全般にかかる費用項目等について、民間施設を福祉避難所とする場合には、施設管理者あらかじめ定めておく必要がある。

【費用について定めておくこと】

- ① 受入環境の整備にかかる費用
- ② 移送にかかる費用

③ 支援人材の確保にかかる費用

④ 物資・器材の確保に係る費用

○ 費用は避難実施市町村が負担することに留意する。ただし、災害救助法が適用された場合は、原則、国と県の負担となる。

【災害救助費の対象経費】（「災害救助法の制度概要（令和7年10月版）（内閣府政策統括官（防災担当）より）

<一般の避難所の設置>

一 般 基 準	
対象者	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者
対象経費 (詳細は次ページ参照)	○ 自宅での一般的な日常生活と同等の生活を送るための通常の経費が対象。ただし、近隣での購入等が可能なものについては対象外。 ○ 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費 例) やむを得ず避難所運営主体を雇う際の雇上費、警備費用 等 ○ 消耗器材費、 例) パーティションテント、段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッドの購入費等 ○ 建物等の使用謝金 例) やむを得ず避難所として設置する民間施設・駐車場を借り上げる際の謝金 等 ○ 器物の使用謝金、借上費又は購入費 例) 電子レンジ、給湯ポット、冷蔵庫、冷暖房機器、洗濯機、乾燥機、充電器等のレンタル代、毛布等のクリーニング料、ホワイトボード 等 ○ 光熱水費 例) 避難所の設置に伴う光熱費増加分 等 ○ 仮設便所等の設置費 例) トイレカー等の移動車両や仮設トイレ、仮設風呂やシャワーの設置に伴う借上費、設置費 等 ○ その他 例) 入浴施設への送迎に係る費用・入浴料、衣服クリーニング費用 ※食事関係は「炊き出しその他による食品の給与」で対象となる。

※ 実際の災害の状況に応じて柔軟に対応するため、特別協議という仕組みがあるので、内閣府に随時連絡下さい。

<福祉避難所の設置>

一 般 基 準	
対象者	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者のうち、 高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等 避難所での避難生活において特別な配慮を必要とする者
費用の限度額	下記対象経費の通常の実費を加算
救助期間	災害発生の日から7日以内
対象経費	一般の避難所の対象経費に加えて、 ① おおむね10人の対象者に1人の生活に関する相談等に当たる職員等の配置経費 ② 高齢者、障害者等に配慮した簡易洋式トイレ等の器物の費用 ③ 日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材費などを加算できる。

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

第2章 福祉避難所の受入対象と支援内容

2.1 要配慮者の定義とその特徴

- 要配慮者とは、「高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」と定義されている（法8条2項17号）。
- 「その他の特に配慮を要する者」とは、妊産婦、傷病者、難病患者、医療的ケアを必要とする者等が想定され、日本語を十分理解できない外国人も情報受伝達に配慮が必要な場合がある。

2.2 福祉避難所の受入対象となる者

- 要配慮者のうち、介護保険施設や医療機関などに緊急入所・緊急入院するに至らない程度の者と、その家族も受入対象者に含めて構わない。
- 特別養護老人ホーム、老人短期入所施設等の入所対象者は、それぞれ介護保険法に基づく緊急入所等を含め当該施設で適切に対応すべきであることから、原則として福祉避難所及び要配慮者スペースの対象者として予定していない。
- また、福祉避難所及び要配慮者スペースで提供できるサービスの水準には限界があることから、施設入所対象者は対象としないという前提である。

【対象者の例】

高齢者（一人暮らし、寝たきり）、認知症）、身体障がい者（視覚障がい、聴覚、音声・言語障がい、盲ろう者、肢体不自由、内部障がい者）、精神障がい者、知的障がい者、発達障がい者、難病患者、小児慢性特定疾病児、乳幼児・児童、妊産婦。

- 福祉避難所の指定に当たっては、あらかじめ福祉避難所ごとに受入対象者を特定し、公示することができることから、それぞれの福祉避難所において、受入対象者を特定する必要があるかを検討する必要がある。
- 要配慮者の特性ごとに必要な配慮が異なることから、「神奈川県災害時における要配慮者支援マニュアル作成指針（令和5年3月改定）」を参考にニーズに応じた対応を検討しておく必要がある。

【要配慮者の一般的な特徴と主な留意事項（抜粋）】

（「神奈川県災害時における要配慮者支援マニュアル作成指針」より）

区分	一般的な特徴	主な留意事項
高齢者	個人差が大きくあるが、加齢による身体的能力の低下がみられる。 ・運動器機能（骨・関節・筋肉）の低下 ・体温調整能力の低下（脱水症状を起こしやすい） ・視力・聴力の低下 ・認知機能（判断力、理解力等）の低下 複数の病気や症状を持っている人が多い。	情報伝達や避難行動に支援を要する場合がある。 避難所生活において体調の変化に留意する必要がある。
	一人暮らし 災害情報の覚知が遅れる場合がある。特に、介護を必要としている場合は、力が衰え行動が遅くなる場合がある。	迅速な情報伝達や支援者、介助者等による避難誘導が必要である。
	寝たきり 自力で避難できず、また、自分の状況を伝達することや自分で判断し、行動することが困難な場合がある。 医療的ケアが必要な場合もある。	安否確認や状況把握が不可欠であり、避難誘導時には支援者、介助者等の支援が必要である。 生命維持のために医療的ケアが受けられるよう支援が必要な場合がある。
	認知症 自分の状況を伝達することや自分で判断し行動することが困難な場合がある。 環境の変化（人や場所）により不穏になる。 大きな空間での生活はストレスになる。	理解できないと思い込まず状況を説明する必要がある。また、支援者、介助者等による避難誘導が必要である。 避難所では、特性に配慮した対応が必要である。
身体障がい者	視覚障がい者 視覚による災害情報の覚知が不可能又は困難な場合が多い。	音声による情報伝達や状況説明が必要である。家族、支援者、介助者等による避難誘導が必要な場合が多い。
	聴覚障がい者 音声による避難・誘導指示の認識や、通常の会話によるコミュニケーションが不可能又は困難な場合が多い。聴力損失の時期・程度や発語訓練の有無などにより、発話が困難な場合も多い。 外見から障害が分かりにくい。	文字をボードに記入するなど、視覚情報（文字、絵図等）を活用した情報伝達や状況説明が必要であり、場合によっては手話通訳者による手話、要約筆記者による要約筆記による情報伝達、説明を行う必要がある。

区分		一般的な特徴	主な留意事項
身体障がい者	盲ろう者	視覚障がいと聴覚障がいの2つの障がいを併せ持っている。 障がいの状況により、触手話、触手話、接近手話、指文字、指点字、手のひら書きなど、コミュニケーション手段がまちまちである。	「手のひら書き」等で情報伝達や状況説明が必要であり、場合によっては触手話、指文字等の支援を行う盲ろう者通訳・介助員による情報伝達、説明を行う必要がある。家族、支援者、介助者による避難誘導が必要な場合が多い。
	言語障がい者	通常の会話によるコミュニケーションが困難な場合が多い。全身性障がい者のように、他の重い障がいを伴う人も多い。	本人や家族等からの十分な聞き取りや、聞き取った内容を繰り返すことによる確認、さらに可能であれば、筆談、手話等による状況把握が必要である。
	肢体不自由者	自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。特に、重度の全身性障がい者の場合、自宅内の移動も困難な場合がある。	避難誘導には、一般的には、車椅子等の補助器具とともに、家族、支援者、介助者等による介助が必要である。(重度の障がい者の場合には不可欠)
	内部障がい者	内臓の機能障がいにより日常生活が著しい制限を受ける場合が多い。 血液透析患者は、2～3日ごとに人工透析を受ける必要がある。 オストメイト(人工肛門・人工膀胱造設者)はストーマ用装具とパウチ洗浄設備のあるトイレが必要である。	障がいの内容に応じて、ストーマ用装具等日常生活用具や医療機器等の確保、人工透析・人工呼吸療法等の医療対応が必要であり、災害時に緊急対応が必要な場合もある。 オストメイト用トイレがない場合は、代替できる設備の配慮が必要である。
精神障がい者		環境の変化により精神的な動揺が激しくなる場合がある。常時服薬が必要となる人が多い。	継続的な服薬が確保されるよう、医療機関などと連携した支援が必要である。
知的障がい者		情報や状況を正確に把握、理解、判断することや、自らの状況を人に伝えることが困難な場合が多い。人によっては、環境の変化による精神的な動揺が見られる場合や、そのたの障がい重複している場合もある。	避難誘導には、一般的には、家族、支援者、介助者等による介助が必要であり、重複障がいの場合には、車椅子等の補助器具が必要な場合もある。
発達障がい者		危険予測ができない、コミュニケーションが困難、感覚が過敏であるなど、状態が多様で個人差が大きい。	対応は個別の状況に応じた配慮が必要。指示や予定を明確にする。興奮した時はその場から離し、気持ちを静める等の対応は有効である。

区分	一般的な特徴	主な留意事項
難病患者・小児慢性 特定疾病児	災害時の避難行動に介助が必要となることが多い。	継続的な医療の確保が必要である。
乳幼児・児童	自力で災害情報の把握や避難が難しく、全面的に家族や大人の支援が必要である。急激な環境の変化で、思わぬ事態が起きる場合がある。	保護者等による適切な誘導が必要である。 避難所では、乳幼児・児童の特性や育児等に配慮した対応が必要である。
妊産婦	災害時に避難行動が遅くなる傾向がある。	身体に配慮した適切な誘導等が必要である。 避難所では、妊産婦の体調の変化に留意し、配慮した対応が必要である。

※ 障がい者には18歳未満の障がい児を含む。

※ 全般的な留意事項として、情報を伝える際には、やさしい言葉、わかりやすい言葉で、また、文字は大きく、読みやすく、必要に応じて簡単な図や写真等一目でわかるものを利用するなど、要配慮者の特性に合わせた情報の伝達が必要である。

2.3 スクリーニングの例

○ 一般避難所での生活を継続することが可能か、福祉避難所への誘導が必要かを判断するスクリーニングを実施します。

【保健師による保健福祉的視点での判断基準の例】

○ 災害時の保健活動推進マニュアル（日本公衆衛生協会 令和2年3月発行）では、保健福祉的視点での判断基準の例として以下のとおり示している。

○ 被災地の一般避難所や在宅生活が可能レベルはステージⅢ・Ⅳとする。ステージⅡは、福祉避難所や環境や体制を整えることで生活が可能と判断されるが、対応がでない場合には専門家の支援やライフラインが整っている環境等での生活を検討することとしている。

○ また、この判断基準は、災害規模や被災地の状況により異なるため、参考とするものとする。

分類	対象者	対象者の具体例
ステージⅠ 避難所等で集団生活が困難で常時専門的なケアが必要なレベル	医療依存度が高く医療機関への保護が必要な避難者	人工呼吸器を装着している者、気管切開等があり吸引等の医療行為が常時必要な者
	福祉施設での介護が常時必要な避難者	医療ケアが必要でない重度の障害者、寝たきり者で介護が常時必要な者
ステージⅡ 他の被災者と区別して専門的な対応をする必要があるレベル	福祉的なニーズが高く介護援助等の継続が必要な者	軽中程度の要介護高齢者等日常動作や生活面での一部介助や見守りが必要な要介護高齢者
		精神障害・発達障害・自閉症等で個別の対応が必要な児・者
	医療的なニーズが高く医療やケアが必要な者	軽中等度の障害者等日常動作や生活面での一部介助や見守りが必要な視力障害者、聴力障害者、身体障害者
		医療的なケア（在宅酸素、人工透析、インシュリン注射など）の継続が必要な者
		感染症で集団生活場面からの隔離が必要な者 インフルエンザ、ノロウイルス等 乳幼児、妊産婦で感染症を特に防御する必要がある者
ステージⅢ 定期的な専門家の見守りや支援があれば、避難所や在宅生活が可能レベル	医療的なニーズ	慢性的な疾患があるが、内服薬の確保ができれば生活が可能なる者 精神的に不安定さや不眠などの症状があり、見守りや傾聴などの支援が必要な者
	福祉的なニーズ	見守りレベルの介護が必要で、ヘルパーや家族等の支援の確保ができれば、避難所や在宅生活が可能なる者
		高齢者のみ世帯等で、ライフライン途絶により、在宅生活の継続のために生活物資の確保に支援が必要な者
	保健的なニーズ	骨関節系疾患や立ち座りに支障がある高齢者等、生活不活発病予防のために、椅子の配置や運動の促進などの支援が必要な者
ステージⅣ：現状では生活は自立して、避難所や在宅生活が可能レベル		

「災害時の保健活動推進マニュアル（日本公衆衛生協会 令和2年3月発行）」より

- 発災時に保健師等、社会福祉協議会、NPO等が巡回により把握した被災者に関する情報を、関係者間で円滑に共有できるようにするため、内閣府及び厚生労働省において、「被災者健康相談表（共通様式）」及び「被災者健康相談票（保健師等様式）」が作成されている。なお、保健師等様式については、今後修正の可能性があるので留意することとする。（令和7年10月15日付け事務連絡「被災者に関する標準的なヒアリングシートの積極的な活用について」）

○被災者健康相談票（共通様式）

（大分県災害対策本部）

被災者健康相談票（共通様式）																																					
		訪問回	初回 ・ () 回																																		
		相談日																																			
		時間																																			
本様式に記入した内容は速やかに「被災者台帳」のデータベース等に入力すること 「被災者台帳」のデータベース等に入力された情報は、本人の同意がなくとも、市町村内部での利用や、他の地方公共団体や登録被災者援護協力団体に提供が可能																																					
基本情報																																					
ふりがな		生年月日																																			
氏名		性別																																			
住所																																					
世帯主																																					
電話番号		メールアドレス																																			
居所																																					
避難場所	避難所・自宅・親戚・知人宅・車中泊・その他()																																				
希望の避難場所	避難所・自宅・応急仮設住宅・災害公営住宅・親戚・知人宅・その他()																																				
家族等の安否		就業の有無	有・無																																		
要配慮者情報		医療の状況																																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">要配慮者</td> <td style="width: 70%;">該当・該当なし</td> </tr> <tr> <td>支援者</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">区分等</td> <td>身体障害者手帳(種類・程度)</td> </tr> <tr> <td>療育手帳</td> </tr> <tr> <td>精神保健福祉手帳</td> </tr> <tr> <td>要介護認定区分</td> </tr> <tr> <td>理解できる言語(外国人の場合)</td> </tr> <tr> <td>避難時のペット</td> <td>有・無</td> </tr> </table>		要配慮者	該当・該当なし	支援者		区分等	身体障害者手帳(種類・程度)	療育手帳	精神保健福祉手帳	要介護認定区分	理解できる言語(外国人の場合)	避難時のペット	有・無	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">医療サポートの利用状況</th> </tr> <tr> <td>・人工呼吸器</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・在宅酸素</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・透析</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・インスリン注射</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ストーマ</td> <td>人工肛門・人工膀胱</td> </tr> <tr> <td>・アレルギー除去食</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・その他()</td> <td></td> </tr> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">治療状況</th> </tr> <tr> <td>・通院</td> <td>継続・中断</td> </tr> <tr> <td>・服薬</td> <td>継続・中断</td> </tr> </table>		医療サポートの利用状況		・人工呼吸器		・在宅酸素		・透析		・インスリン注射		・ストーマ	人工肛門・人工膀胱	・アレルギー除去食		・その他()		治療状況		・通院	継続・中断	・服薬	継続・中断
要配慮者	該当・該当なし																																				
支援者																																					
区分等	身体障害者手帳(種類・程度)																																				
	療育手帳																																				
	精神保健福祉手帳																																				
	要介護認定区分																																				
	理解できる言語(外国人の場合)																																				
	避難時のペット	有・無																																			
医療サポートの利用状況																																					
・人工呼吸器																																					
・在宅酸素																																					
・透析																																					
・インスリン注射																																					
・ストーマ	人工肛門・人工膀胱																																				
・アレルギー除去食																																					
・その他()																																					
治療状況																																					
・通院	継続・中断																																				
・服薬	継続・中断																																				
各種支援の必要性																																					
トイレ	必要あり・必要なし																																				
食事	必要あり・必要なし																																				
入浴	必要あり・必要なし																																				
移動	必要あり・必要なし																																				
共通様式・保健師等様式に関する情報の取扱い																																					
関係行政機関、関係保健医療福祉機関、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の支援の実施に携わる関係者への情報提供の同意		同意あり・同意なし																																			
※上記の項目は、「被災者台帳の作成等に関する簡単手引き」(令和7年8月内閣府(防災担当 避難支援室)作成)に記載の標準的なデータ項目に準拠したものである。																																					

○被災者健康相談票（保健師等様式）

被災者健康相談票(保健師等様式)									
本様式に記入した内容は「被災者台帳」のデータベース等に入力する必要は無い ただし、本様式に記入した情報は、本人同意があった提供先のみに提供が可能									
身体的・精神的な状況									
既往歴	現在治療中の病気	内服薬							
高血圧、脳血管疾患、 高脂血症、糖尿病、 心疾患、肝疾患、 腎疾患、精神疾患、 結核、難病、 アレルギー、その他 ()	高血圧、高脂血症、 糖尿病、心疾患、 肝疾患、腎疾患、 精神疾患、結核、 難病、アレルギー、 その他 ()	なし・あり(中断・継続) 内服薬名()							
		医療器材・器具				医療機関名			
		在宅酸素・人工透析				被災前:			
		その他()				被災後:			
		食事制限				血圧測定値			
		なし				最高血圧:			
		あり 内容()				最低血圧:			
		水分()							
現在の状態(自覚症状ごとに発症時期・持続・転帰を記載)					具体的自覚症状(参考)				
					①頭痛・頭重②不眠③倦怠感④吐き気⑤めまい⑥動悸・息切れ⑦肩こり ⑧目の症状⑨咽頭の症状⑩発熱⑪便秘/下痢⑫食欲⑬体重減少⑭精神 運動減退/空虚感/不満足/決断力低下/焦燥感/ゆううつ/精神運動興奮 /希望喪失/悲哀感⑮その他				
日常生活の状況									
	食事	保清	衣類の着脱	排泄	移動	意思疎通	判断力・記憶	その他	
自立									
一部介助									
全介助									
備考 必要器具など									
個別相談内容									
相談内容					支援内容				
					今後の支援方針				
					解決・継続				

2.4 福祉避難所における支援内容

- 福祉避難所には、概ね10人の要配慮者に1人の生活相談員（要配慮者に対して生活支援・心のケア・相談等を行う者）等の配置が望ましい。
- 福祉避難所において要配慮者の相談等に当たる職員は、避難者の生活状況等を把握し、福祉各法により提供される介護を行う者（訪問介護員等）の派遣等、避難者が必要な福祉サービスや保健医療サービスを受けられるよう配慮する。
- 福祉避難所におけるホームヘルパーの派遣等、介護保険法等の福祉各法による在宅福祉サービス等の提供は、福祉各法による実施を想定しており、災害救助法による救助としては予定していない。また、常時の介護や治療が必要となった者については、速やかに特別養護老人ホーム等への入所や病院等への入院手続きをとる必要がある。
- なお、相談等に当たる介護員等は、必ずしも福祉避難所に常駐する必要はなく、避難対象者に応じて確保すること。また、福祉避難所の対象者数に、介助等のために一緒に避難した家族等の数は含まない（「災害救助事務取扱要領」第4の1(5)ス（ウ））。
- 避難所に避難している要配慮者のうち、身体等の状況が社会福祉施設等への入所に適する程度の者（要介護者等）に対して、緊急入所できる施設が確保できない場合や在宅サービスの提供が整わない場合は、福祉避難所に配置された介助員等により対応することが想定される。この場合、早期に社会福祉施設への入所や在宅サービスの利用等への支援を行う必要がある。。

第3章 指定福祉避難所の指定及び周知

3.1 福祉避難所の指定

- 市町村は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所の確保を図るため、一定の基準に適合する公共施設その他の施設を、指定避難所として指定しなければならない。また、福祉避難所を指定福祉避難所として指定した場合には、その旨を、都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。
- 指定福祉避難所を指定したときは、次の事項を公示する（施行規則1条の7の2）。
 - 当該指定福祉避難所の名称
 - 当該指定福祉避難所の所在地
 - 当該指定福祉避難所に受け入れる被災者等を特定する場合にはその旨
 - その他市町村長が必要と認める事項
- 受入れを想定していない被災者が避難してくるとの懸念があることを踏まえ、令和3年5月の災害対策基本法施行規則の改正により、指定福祉避難所ごとに受入対象者を特定し、本人とその家族のみが避難する施設であることを公示する制度が創設されていることから、受入対象者を明示しておくことが望ましい。
- 同一の敷地内で指定避難所と指定福祉避難所の両方の機能を有する場合には、指定福祉避難所の機能があることを要配慮者に知らせる観点から、指定避難所と指定福祉避難所をそれぞれ指定して公示することが望ましい。
- 指定避難所など一般の避難所等の一部のスペースに、生活相談員（要配慮者に対して生活支援・心のケア・相談等を行う者）等を配置するなど指定福祉避難所の基準に適合するものは、当該スペースを指定福祉避難所として指定しておくことが望ましい。
- 災害対策基本法第49条の7に規定される指定避難所の指定及び指定の取消し等に関する都道府県への通知については、所定の様式を用いて行うこと。また、併せて避難所等ポータルサイト（避難所等データ整備ウェブシステム）を用いた指定状況の通知・報告を実施するものとする。

3.2 福祉避難所の周知

- 要配慮者が適切な施設等に避難できるようにするため、市町村は、公示するだけでなく、あらゆる媒体を活用し、指定福祉避難所の名称、受入対象者等に関する情報を広く住民に周知する。特に、要配慮者及びその家族、自主防災組織、支援団体等に対して、周知徹底を努める必要がある。
- 指定福祉避難所は、より専門的な支援や援護の必要性の高い避難者のために確保されるものであり、指定避難所等で生活可能な避難者に対しては、受入対象としない旨についてあらかじめ住民に広く周知し、理解と協力を求める。

3.3 協定等による福祉避難所等の活用

- 福祉避難所は、指定福祉避難所のほか、協定等により福祉避難所として確保しているものも含まれる。
- 要配慮者の状態に応じて適切に対応することができるよう、協定等による福祉避難所を設定することも考えられる。

第4章 福祉避難所と広域避難

4.1 広域避難の制度的位置づけ

- 災害時における避難においては、市町村ごとに避難情報の発令や避難先の確保、避難者の輸送等の住民等の円滑な避難のための検討を行うものとするのが一般的である一方で、市街地のほとんどが洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の危険な区域とされている市町村においては、避難先の確保等が困難であり、近隣の市町村への広域的な避難（広域避難）を検討する必要がある場合もある。

4.2 事例に見る課題と対応

【東日本大震災】

- 想定を超える津波による甚大な被害と福島原発事故を引き起こした東日本大震災では、沿岸部の自治体の一部が壊滅的な被害を受け、避難所となる施設も津波により被災したため沿岸地域や放射線の影響を受ける地域などから、多くの被災者が全国各地に広域避難を行った。
- 東北の被災3県では、避難者は発災直後に、40万人を超え、1週間後でも37万人、3週間後で14万人。被災3県から、当該県外への避難者は、発災9か月後の12月の段階で、7万人(福島県6万人、宮城県8,000人、岩手県1,500人)であった。
- 神奈川県では、県立武道館やかながわ女性センターなどに2次避難所を設置し、避難者を受け入れたほか、被災県から災害救助法に基づく応急仮設住宅の提供の要請を受け、公営住宅や借り上げ民間賃貸住宅の提供など、みなし応急仮設住宅による避難者の受入れを行った。また、数千人におよぶ広域避難者への被災者支援が課題となり、「かながわ避難者見守り隊」などによる、かながわ独自の支援体制により対応を行った。

【能登半島地震】

- 強い揺れによる住宅被害が甚大で、半島という地形的特徴も相まって、多数の孤立集落が発生し、多くの被災者が避難所や在宅、自主避難所などに避難（1次避難）したが、断水や停電など、ライフラインの被害が広範囲に及び、避難生活の悪化と長期化の懸念から、よりよい生活環境へ移行するための2次避難が行われた。
- 高齢化が進んだ地域での災害であり、避難生活の長期化に伴い、高齢者等要配慮者に対し医療的支援や福祉的支援が行われた。
- 2次避難は被災県や周辺県の旅館・ホテルを中心に、全国の公営住宅などへの広域避難も行われた。
- また、旅館・ホテルなどへの避難がためられる要配慮者などの一時滞在のための1.5次避難所が県により設置された。1.5次避難所は、2次避難所のマッチング支援の他、医療や福祉チームが待機し、支援体制を確保した。
- 要配慮者が入所する施設の被災も深刻で、DMATの支援のもと、1,000人を超える規模の高齢者等の被災施設からの広域避難が実施された。
- 災害関連死のリスクが高い要配慮者の避難に関しては、国が発災直後から、全国の都道府県等に、社会福祉施設での受入を要請し、被災県内外のいわゆる「みなし福祉避難所」への避難が行われたほか、介護等の人員不足が顕著になる中、国の関与の下、被災した福祉施設や1.5次避難所への介護職員等による応援が行われた。

コラム掲載予定

4.3 広域避難に必要な連携・支援体制

- 市町村内の社会福祉施設で緊急入所等の対応が困難になった場合を想定し、近隣市町村や施設団体等との連携など、広域での緊急入所等の対応を検討しておく。
- 市町村において指定福祉避難所を指定する取組みが行われた上で、当該市町村の区域内だけで福祉避難所などの要配慮者の避難できる避難所を確保することが困難な場合には、必要に応じて都道府県が調整し、他の市町村と協定を締結するなどして、福祉避難所の広域的な確保に努める。

4.4 応援・受援双方に求められる取組み

- 広域避難にあたっては、応援要請を行った市町村（災害救助法が適用された場合は国と応援要請を行った県）が費用を負担することに留意する。
- 県内の受入市町村及び避難実施市町村は、避難所の運営にかかる物資や人員等について応援が必要な場合は、県に要請する。

第Ⅱ部 平常時における取組み

ポイント
1. 市町村長は、一定の基準に適合する公共施設その他の施設を、指定福祉避難所としてあらかじめ指定し、公示するものとする。
2. 市町村は施設管理者と連携し、福祉避難所における必要な物資や機材の備蓄を図るものとする。
3. 一般避難所から福祉避難所への移送や緊急移送に関して、要配慮者に配慮した適切な移送手段の確保や受入対象者の引き渡し方法について先に決めていく必要がある。
4. 市町村は、専門的人材の確保に関して支援の要請先のリストを整備するとともに災害時において人的支援を得られるように、平時から関係団体と連携を図ることとする。
5. 様々な関係機関と連携しながら定期的に訓練を行い、適宜マニュアルの見直しに努めることとする。

第5章 運営体制の構築

5.1 受入対象者の把握

- 指定福祉避難所の必要数を検討するためには受入対象者の概数把握が欠かせない。

- 既存の統計資料や、避難行動要支援者名簿※¹情報、個別避難計画※²情報等を用いて、対象となる要配慮者の人数や現況等の把握を行う。

※1 避難行動要支援者名簿とは

要配慮者の中でも災害時に自ら避難することが困難な方で円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方を掲載した名簿のこと。

※2 個別避難計画とは

避難行動要支援者を対象に、災害時の避難に備えて、「どの経路でどこに避難するか」「誰が避難を支援するか（避難支援者を誰にするか）」「どのような配慮が必要になるか」などをあらかじめ決めておくことで、本人や家族を含めて、防災意識、対応力を高めていただくものです。避難行動要支援者名簿に載っている方のうち個別避難計画の作成について同意した方が、計画の作成対象になります。令和3年5月に災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者ごとに個別避難

計画を作成することが市町村の努力義務とされています。

5.2 利用可能な施設の把握

- 市町村は、「バリアフリー」及び「支援者をより確保しやすい施設」を主眼において、福祉避難所として利用可能な施設を把握する。

【施設の例】

- 老人福祉施設等（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、デイサービスセンター、小規模多機能施設、老人福祉センター等）
- 障害者支援施設等（公共・民間）
- 児童福祉施設（保育所等）、特別支援学校
- 保健センター等の公的施設
- 宿泊施設（公共・民間）
- 指定避難所となっている施設（小・中学校、高校、大学、公民館等）

5.3 指定要件・指定目標の設定

- 市町村は、災害対策基本法等の基準を踏まえ、指定要件を設定するものとする。
- 福祉避難所の対象者数や現況等を踏まえ、福祉避難所の指定目標を設定し、福祉避難所を拡充する。指定目標の設定に当たっては、要配慮者や同居家族の生活圏やコミュニティとのつながりに配慮する必要がある。

【指定要件の例】

- ① 施設自体の安全性が確保されていること
 - 耐震性が確保されている（地震）
 - 土砂災害特別警戒区域外（土砂災害）
 - 浸水した場合であっても、一定期間、避難生活のための空間を確保できる（水害）
 - 近隣に危険物を取り扱う施設等がない
- ② 施設内における要配慮者の安全性が確保されていること
 - バリアフリー化されていること
 - バリアフリー化されていない施設を指定する場合は、多目的トイレやスロープ等の設置、物資・機材の備蓄を図ることを前提とすること
- ③ 要配慮者の避難スペースが確保されていること
 - 要配慮者の特性を踏まえ、避難生活に必要な空間を確保すること

5.4 指定福祉避難所の指定及び周知

- 市町村長は、被災者が避難のために必要な期間又は居所の確保のため一時的に滞在する施設である避難所の確保を図るため、一定の基準に適合する公共施設その他の施設を、指定福祉避難所としてあらかじめ指定し、公示しておかなければならない。
- 市町村は、災害対策基本法の基準や、市町村内の要配慮者の概数及び現況等を踏まえて、福祉避難所の指定要件や指定目標を設定する。この指定要件については、各市町村において定めることが必要である。
- 指定福祉避難所を指定したときは、「当該指定福祉避難所の名称」「所在地」「当該指定福祉避難所に受け入れる被災者等を特定する場合にはその旨」「その他市町村長が必要と認める事項」を公示するものとする。
- 要配慮者の円滑な避難につながるよう、市町村長は、指定福祉避難所としての要件を満たす既存の指定避難所や、今後指定する福祉避難所について、受入対象者を当該避難所の施設管理者と調整の上で特定し、速やかに公示するのが望ましい。
- 市町村は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。
- 市町村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアが必要な者等の要配慮者が、必要な生活支援を受けられるなど安心した生活ができる体制を整備した福祉避難所の指定に努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努める。
- 市町村は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設においては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。

- 市町村は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ指定福祉避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。
- 市町村は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に、同計画に基づき福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

第6章 マニュアルの整備等

- 福祉避難所の設置・運営マニュアルを作成し、訓練や点検により定期的に見直しを努める。
- 福祉避難所の設置・運営マニュアルは、第9章 福祉避難所の開設・避難のフローを参考に、市町村や施設の状況に合わせて、可能な限り具体的に手順をまとめる。
- また、福祉避難所の管理運営について市町村は施設管理者への委託や、福祉避難所担当職員を派遣するのかなど、あらかじめ市町村と施設管理者の役割分担を明確にしておくことが望ましい。

第7章 資機材、移送手段、人材の確保

7.1 資機材の確保

- 市町村は、施設管理者と連携し、福祉避難所における必要な物資・機材の備蓄に努める。

【資機材の例】

- 介護用品、衛生用品、生理用品、授乳用品、携帯トイレ等
- 飲料水、要配慮者に適した食料（おかゆ食等）・食器、使い捨て食器、毛布、タオル、下着（生理用ショーツも含む）、衣類、電池
- 車いす、歩行器、歩行補助材、補聴器、人工呼吸器、イヤーマフ、収尿器、ストーマ用装具、気管孔エプロン、酸素ボンベ等の補装具や日常生活用具等
- 停電時に備えた非常用発電機、非常用電源等
- 医療的ケアに必要な衛生用品（アルコール綿、精製水、手指消毒液、使い捨て手袋等）
- マスク、消毒液、体温計、（段ボール）ベッド、パーテーション等の衛生環境改善に必要な物資
- また、市町村は、施設管理者と連携し、食料・飲料水・生活物資等の備蓄を図るとともに、発災時にも福祉避難所に必要な物資等の供給が図られるようにする。

7.2 移送手段の確保

- 一般の避難所から福祉避難所への移送、あるいは福祉避難所から入所施設等への緊急移送に関して、要配慮者の状態に配慮した適切な移送手段の確保や受入対象者の引渡し方法等について、関係施設等と協議し、あらかじめ決めておくことが望ましい。
- 適切な移送手段が確保できるよう、福祉車両、救急車両、一般車両等の調達先リストの整備や、バス会社、タクシー会社、車両を保有する施設等と協定締結を行うとともに、燃料確保方法についても検討しておく。
- 避難行動要支援者については、個別避難計画を作成し、具体的な避難方法、避難を支援する者等を定め、円滑な避難を確保する。

- 自宅から福祉避難所等への避難については、基本的に個別避難計画に定める避難支援実施者等が避難誘導等を行う。
- 一般の避難所から福祉避難所への避難等については、原則として、要配慮者及びその家族が、自主防災組織、民生委員、支援団体、地方自治体職員等による支援を得て避難することとする。
- 在宅や一般の避難所あるいは福祉避難所での避難生活が困難なために緊急的に社会福祉施設等への移送が必要となる場合があるため、緊急入所、緊急ショートステイ等が可能な施設の把握・整理、協定締結を行っておく。
- 予定していた社会福祉施設等での受入れが困難になった場合を想定し、県と連携し、広域での緊急入所等の対応（方針・移送方法等）も検討しておく。
- 医療処置や治療が必要な際は、医療機関への移送が必要となるため、医療機関とも連携しておく。

7.3 人材の確保

- 要配慮者は、災害による生活環境の変化により健康被害を受けやすく、状態が悪化することもあるため、避難者の状態を継続的に観察する専門職の視点が不可欠であり、支援人材（看護師、保健師、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員等）の早急な確保が特に重要となる。
- 市町村は、専門的人材の確保に関して支援の要請先のリストを整備するとともに、災害時において人的支援を得られるよう、平時から関係団体等との連携を図るに務める。

【人材確保の例】

- 自治体間の相互応援協定による職員派遣
- 関係団体・事業所からの人的支援（社会福祉協議会等の関係機関、社会福祉施設の職員やそのOB、障がい者・高齢者等の支援団体、専門家・専門職団体等）
- ボランティアの受入れ、医師、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士等については、全国単位や都道府県単位の職能団体が独自の人的支援スキームを設けているものもあるので、適宜、県と連携し活用する。

※ 専門的人材は、必ずしも常駐の必要はなく、要配慮者の状態に応じて確保する。

※ 特に介助にあたる人材は、要配慮者の意向に応じて、適宜、同性介助者を確保する。

- 福祉避難所については、設備、体制の整った社会福祉施設等を想定しているため、当該施設の体制を基本とし、市町村は担当職員の配置、専門的人材やボランティアの確保・配置など、外部からの支援を行うことにより、当該施設自身の通常運営に支障を来さないようその体制の充実を図る。

7.4 緊急入所等への対応

- 在宅での生活の継続が困難な要配慮者や一般の避難所あるいは指定福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者については、社会福祉施設への緊急入所、緊急ショートステイ等で対応する必要がある。このため、県、市町村は、緊急入所等が可能な施設を把握し、整理する。
- 社会福祉施設と事前に協議を行い、要配慮者の緊急入所について協定を締結するなどの連携を図る。
- 要配慮者の症状の急変等により医療処置や治療が必要になった場合は、医療機関に移送する必要があることから、平時から医療機関及び関係団体との連携に努める。

第8章 訓練や研修の実施

- 市町村は、幅広い関係者が参加し、学ぶ機会を設けるため、様々な要配慮者の特性とそれに応じた接し方などを学ぶ要配慮者支援対策に関する研修会・勉強会を開催に努める。

- 併せて、幅広い関係者が参加し、災害発生後から福祉避難所の開設・運営までの具体的な手順を確認できるような実践型の福祉避難所の設置・運営訓練を企画し、定期的に実施することで福祉避難所の設置・運営マニュアルの定期的な見直しに努める。

【参加者の例】 行政職員、自主防災組織、地域住民、要配慮者及びその家族、ケアマネージャー等

●福祉避難所の開設・運営訓練等の実施例を掲載予定

第Ⅲ部 災害時における対応

災害時の対応と対応 第8章

ポイント

1. 各フェーズに応じた適切な対応をしていくことが重要である。
2. 開設にあたり、施設の安全やライフラインの稼働状況、人員体制など確認を行うものとする。
3. 福祉避難所を開設後、関係機関に開設の周知が必要である。
4. 多様なニーズに対応できるように人材や資機材を確保することとする。
5. 患者の状態のスクリーニングを行い、状況に応じて、適切に移送を行うこととする。
6. 発災後の福祉避難所の利用状況を踏まえ、避難している要配慮者やその家族の理解を得ながら、福祉避難所を集約し、機能強化を図ることも、必要に応じて検討を行うこととする。

第9章 福祉避難所の開設・避難のフロー

※災害の規模により異なるため、左欄の「時期」は、目安とする。

凡例：●市町村、施設管理者が実施

◆被害の規模等に応じ、市町村、施設管理者・県等での対応を協議

時期	項目	市町村の動き	施設管理者の動き	一般避難所の動き (要配慮者スペース)
発災前 又は 発災直後 3時間まで	開設の判断	● 福祉避難所開設の必要検討・判断。 災害が発生し又は発生のおそれがある場合、要配慮者の状況を踏まえ、開設の検討・判断を行う（必要な場合は発災後直ちに開設を判断。）。 ● 施設管理者に開設を要請。	● 施設の安全確認 ● 職員の安否確認 ● 市町村への被害状況の報告 ● 市町村への開設可否の報告	● 市町村災害対策本部へ避難所開設状況を報告。
	開設	● 福祉避難所を開設 ※ 福祉避難所では収容定員が不足する場合は、一般避難所内の要配慮者スペースの活用等も検討。		● 要配慮者スペースの設置（今後福祉避難所への避難となる可能性も視野に入れる。）。
24時間後 まで	受入準備	● 電気や水の利用状況を早急に確認。 ◆ 運営体制づくり ● 必要に応じ、福祉避難所担当職員を派遣。 ※ 派遣が困難な場合は、災害対策本部内の福祉対策班等に24時間対応可能となるように配置。 ◆ 要配慮者の状態に応じ、概ね10人の要配慮者に1人の生活相談員等（生活支援、心のケア、相談等を行う者）を配置。 ※ 常駐ではなく兼務でも可。 ● 災害ボランティアなども追加で配備も検討。		● 避難所運営委員会の設置 自主防災組織や福祉関係者その他支援者の協力を得て、福祉対策班に従事する者を確保。
	報告	● 災害対策本部への報告 → 当報告をもって福祉避難所を開設したこととする。		
	周知	● 要配慮者及びその家族、消防団、自主防災組織、地域住民、支援団体等に対し、開設した福祉避難所等の場所など（一般避難所内の要配慮者スペースを含む）を周知。 ※ 必要に応じて利用対象者を明示。		

スクリーニングを随時実施

72時間後 まで	運営の開始	● 避難者の受入れ（避難者の受付、避難者名簿の作成） ● 支援関係者（福祉サービス事業者、介護支援専門員、相談支援専門員、保健師、民生委員等）と連携し、必要な福祉サービスを提供。 ◆ 要配慮者のニーズ把握・相談対応のため、必要に応じ、人材を確保して必要な支援内容を把握。 ◆ 必要な福祉用具などの資機材等を確保。 例）ポータブルトイレ、介護用品、衛生用品（女性用品も含む）、授乳用品、手すり、仮設スロープ、情報伝達機器、段ボールベッド、パーテーション、ストーマ用装具、ポータブル電源、要配慮者に適した食料等。 ※ 必要な物資を災害対策本部等に要請。 ◆ 医療的ケアが必要な者（難病患者を含む）には、看護師等の医療的ケアができる人材を配置し、必要な処理や衛生用品を確保。 ◆ 応急住宅への入居、住宅の再建意向、医療的ケアが必要な方の訪問看護の利用意向についても継続的に把握。	● 発災から一定期間経過後、一般避難所の要配慮者の有無を調査し、必要に応じ、福祉避難所等へ移送 ◆ 必要な福祉用具などの資機材等を確保
解消する とき	スクリーニング・移送 福祉避難所の解消	◆ 避難生活が困難な要配慮者について、県と連携して、緊急入所、緊急ショートステイ、医療機関への移送など、要配慮者の状況に応じて適切に対応。 ● 福祉避難所の利用が長期化し、福祉避難所によって避難者数にばらつきが出るなどした場合は、福祉避難所の統廃合を検討。必要に応じ、医療機関などの搬送も検討が必要。 ● 福祉避難所としての目的を達成した時は、必要な原状回復を行い、福祉避難所を解消。	

- 福祉避難所の管理運営について市町村は施設管理者に委託するのかといったことや、福祉避難所担当職員を派遣するのかなど、あらかじめ市町村と施設管理者の役割分担を明確にしておくことが望ましい。
- また、福祉避難所の設置施設に運営を委託した場合、その施設による運営を基本とするが、その場合でも、施設自身の通常の運営に支障をきたさないよう、外部からの支援を検討することが望ましい。
- さらに福祉人材、特に介助にあたる人材については、同性介助を行う等の配慮が必要である。

第10章 開設準備期

10.1 開設の判断

- 市町村は、災害が発生し又は発生のおそれがあり、高齢者等避難を発令した場合で、福祉避難所の開設が必要と判断した場合は、施設管理者へ要請し福祉避難所を開設する。
- ただし、災害の規模等に応じて必要と判断される場合は、発災後直ちに福祉避難所を開設する。
- 福祉避難所において収容定員が不足する場合は、一般避難所内の要配慮者スペースの活用、協定を締結していない社会福祉施設等、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げ等を行う。

10.2 開設の準備

- 市町村は、施設管理者とともに施設の安全性を確認する。（安全性の担保）
- 福祉避難所では、電気や水の利用状況を早急に確認する。（利用できなければ早急に確保。）（ライフラインの確認）
- 要配慮者に配慮したポータブルトイレ、手すり、仮設スロープ、情報伝達機器、（段ボール）ベッド、パーテーション等の器材や、日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗機材を確保する。医療的ケアが必要な者（難病患者を含む。）が避難する指定福祉避難所には、看護師等の医療的ケアが可能な人材を配置するとともに、医療的ケアに必要な衛生用品を確保する。
- 感染対策に配慮した受入れ準備を行う。
 - ※ 避難者を受入れる前に感染症対策に配慮した受入れを行えるように準備する。
- 市町村は、指定福祉避難所を開設したときは、必要に応じて担当職員を派遣し、福祉避難所での受入体制を整える。大規模災害発生当初には、福祉避難所に派遣する職員を確保できない場合があるため、施設管理者等の協力を得て対応を図る。

- 指定福祉避難所には、概ね10人の要配慮者に1人の生活相談員（要配慮者に対して生活支援・心のケア・相談等を行う者）等の配置を準備する。

※ 生活相談員等の専門的人材は、必ずしも常駐の必要はなく、必要な時に対応できるように要配慮者の状態に応じて確保する。

- 福祉避難所において収容定員が不足する場合は、一般の避難所内の要配慮者スペース※¹の活用、協定を締結していない社会福祉施設等、公共宿泊施設、旅館、ホテル等※²※³の借り上げ等を行う。

※¹：一般の避難所内の要配慮者スペースとは

生活相談員等がいないなど、指定福祉避難所の基準は満たしていないが、避難生活に困難が生じる要配慮者に適切に対応できるよう、一般避難所内でのスペース設置に努める（少なくとも小学校区に1か所程度の割合で確保することが望ましい。）。

※²：特に公的宿泊施設、旅館、ホテル等においては、要配慮者が孤立しないよう、要配慮者の現況を常に把握し、状況変化を注視すること。

※³：神奈川県は令和2年7月28日に神奈川県旅館ホテル生活衛生同業組合と「災害時における避難所等確保の支援に関する協定」を締結している。本協定により、神奈川県は同組合に組合員の宿泊施設を避難所等として市町村に提供することに関する組合内の調整等を要請することができる。

- 市町村は、災害が発生し又は発生の恐れがあり、高齢者等避難を発令した場合で福祉避難所の開設が必要と判断した場合は、施設管理者へ要請し、福祉避難所を開設する。

- ただし、災害の規模等に応じて必要と判断される場合は、発災後直ちに福祉避難所を開設する。

10.3 福祉避難所として活用するスペースやレイアウトの例

- 福祉避難所の開設にあたり、公共施設や社会福祉施設等（通所、入所含む）の地域交流スペースなど一定の広さが確保できる部屋や、入所施設の空いている居室などを活用することが想定される。

●福祉避難所のレイアウト例を掲載

10.4 市町村と施設管理者の役割分担

- 福祉避難所の管理運営について市町村は施設管理者に委託するのかといったことや、福祉避難所担当職員を派遣するのかなど、あらかじめ市町村と施設管理者の役割分担を明確にしておくことが望ましい。
- また、福祉避難所の設置施設に運営を委託した場合、その施設による運営を基本とするが、その場合でも、施設自身の通常の運営に支障をきたさないよう、外部からの支援を検討することが望ましい。

第11章 開設・受入期

11.1 開設の報告・周知

- 指定福祉避難所を開設したときは、市町村職員及び施設職員はもとより、要配慮者及びその家族、自主防災組織、地域住民、消防団、支援団体等に速やかにその場所等を周知する。
- 要配慮者及びその家族、自主防災組織、地域住民、支援団体等に対し、開設した福祉避難所、一般避難所内の要配慮者スペース、その他社会福祉施設、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の連絡先について、必要に応じて利用対象者を明示した上で、その場所等を周知する。
- 市町村は県に速やかに開設した旨を報告する。

11.2 避難者の受入れ

- 受付時に、体調や感染症の罹患、持病の有無について聞き取り、適切な避難スペースを案内する。
 - ※ 事前に施設管理者と調整し、隔離等の感染症対策を考慮した避難所内の利用計画を作成し、その計画に沿って対応する。
- 福祉避難所の避難者名簿を作成し、随時更新する。
 - ※ 作成した避難者名簿情報は、災害対策基本法第90条の3に基づき作成する被災者台帳を引き継げるように整備しておく。
- 公示した受入対象者以外の者が避難してきた場合には、災害の状況等を踏まえて、他の避難所を案内する等、適切に対応する。

◆避難者受入時の留意点

- ・大規模災害時には、福祉避難所に一般の避難者が避難し、施設管理者が一般の避難者を受け入れざるを得ない事態も想定される。その場合は、災害の状況等を踏まえ、市町村と連携し、一般の避難者に対して他の一般避難所へ移動するよう呼びかける等の対応が必要となる。
- ・ただし、災害の状況によっては、被災者の生命を災害から保護するため、緊急措置として本来の受入対象者の避難支援に支障が生じない形で一時的な受入れを行うことも考慮する。

- ・やむを得ず一般の避難者を受け入れる場合は、受入れ後に一般の避難所へ移ってもらう場合がある旨、受入れ時にあらかじめ周知して了解を得ておく等の工夫が必要となる。

11.3 生活相談員等の配置

- 福祉避難所には、概ね10人の要配慮者に1人の生活相談員（要配慮者に対して生活支援・心のケア・相談等を行う者）等を配置する。
- 福祉避難所において要配慮者の相談等に当たる職員は、避難者の生活状況等を把握し、福祉各法により提供される介護を行う者（訪問介護員等）の派遣等、避難者が必要な福祉サービスや保健医療サービスを受けられるよう配慮する。
- 福祉避難所におけるホームヘルパーの派遣等、介護保険法等の福祉各法による在宅福祉サービス等の提供は、福祉各法による実施を想定しており、災害救助法による救助としては予定していない。
- また、常時の介護や治療が必要となった者については、速やかに特別養護老人ホーム等への入所や病院等への入院手続きをとる。
- なお、相談等に当たる介護員等は、必ずしも福祉避難所に常駐する必要はなく、避難対象者に応じて確保すること。また、福祉避難所の対象者数に、介助等のために一緒に避難した家族等の数は含まない。
- 避難所に避難している要配慮者のうち、身体等の状況が社会福祉施設等への入所に適する程度の者（要介護者等）に対して、緊急入所できる施設が確保できない場合や在宅サービスの提供が整わない場合は、福祉避難所に配置された介助員等により対応することが想定される。この場合、早期に社会福祉施設への入所や在宅サービスの利用等への支援を行う。

DWAT のコラム

第12章 運営確立期

- 一般の避難所内の要配慮者については、スクリーニングを実施し、要配慮者の状況に応じた適切なサービスを受けられるよう、一般の避難所内の通常のスペース、要配慮者スペース、福祉避難所、緊急入所、緊急ショートステイ、医療機関等、適切な割り振りを行い、必要な配慮が受けられる施設等に順次移送することとする。
 - ※ 支援団体や社会福祉協議会等の協力を得て、福祉車両等を手配する。
 - ※ 割り振りにあたっては、本人の家族の希望を重視するとともに、専門家、支援関係者の意見、避難先の状況等を総合的に勘案する。
- 支援関係者（福祉サービス事業者、介護支援専門員、相談支援専門員、保健師、民生委員等）と連携し、要配慮者に必要な福祉サービスを提供することとする。
- 状況に応じて、要配慮者に必要な福祉用具などの資機材等（ポータブルトイレ、手すり、仮設スロープ、情報伝達機器、段ボールベッド、パーテーション、紙おむつ、ストーマ用装具等）を確保する。
- 要配慮者ニーズを把握し適切に対応できるよう必要に応じて手話通訳者、要約筆記者、点訳・音訳ボランティア等の人材確保を行い、要配慮者からの相談等に対応する。
 - ※ 知的障がい者、発達障がい者への情報伝達については、平等かつ具体的な言葉で繰り返し説明すること。分かりやすい絵カード・写真を用いること。必要に応じてタブレット等の支援機器を活用することが有効。
- 医療的ケアが必要な者（難病患者を含む）に対しては、医療的ケアができる看護師等を配置するとともに、必要な衛生用品や機能維持用品を確保する。
- 応急住宅への入所、住宅の再建意向、医療的ケアが必要な方の訪問看護の利用意向についても継続的に把握する。
- 廃棄物の収集ルートに福祉避難所を組み込むように調整し、収集が困難な場合は県に応援を要請する。

第13章 運営安定期

- 市町村は、発災から一定期間経過した後、一般の避難所に要配慮者が避難していないかの調査を行うこと。要配慮者がいる場合は、スクリーニングを実施し、必要に応じ、福祉避難所等の適切な場所へ移送する。移送先の割振りにあたっては、本人、家族の希望を重視するとともに、専門家、支援関係者の意見、避難先の状況等を総合的に勘案する。
- 要配慮者については、一般避難所、福祉避難所又は在宅等でも避難生活が困難になった県と連携をして緊急入所、緊急ショートステイ等を実施し、まだ、要配慮者患者の症状の急変により医療処理で治療が必要になった場合、医療機関へ移送するなど要配慮者の状況に応じて適切に対応する。
 - ※ 医療機関、福祉施設への受入れ可能性については、現況を適切に把握しておく。
 - ※ 移送にあたっての留意点として、
 - ・要配慮者の移送については、福祉避難所の状況を伝えた上で、本人、家族の意向を重視し、移送準備、当日の支援等を適切に行う。
 - ・移送については、介護支援専門員、相談支援専門員や保健師等とも情報共有しておく。
- 避難者に対する取材や写真撮影は、避難者及びその家族が同意した場合のみ認めるものとする。
- 避難が長期化している場合、避難者へのストレスを考慮し、避難者への取材や撮影を許可する時間や場所を決めておくことが望ましい。
- 市町村は、在宅での生活の継続が困難な要配慮者や一般の避難所あるいは指定福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者について、緊急入所、緊急ショートステイ等により適切に対応する。
- 要配慮者の症状の急変等により医療処置や治療が必要になった場合は、医療機関に移送する。

第14章 解消期

- 福祉避難所の利用が長期化し、福祉避難所によって避難者数にばらつきが出るなどした場合は、福祉避難所の統廃合の検討を行う。統廃合にあたっては、避難している要配慮者及びその家族に対して、事前に丁寧な説明を行う。
- 福祉避難所の統廃合についての理解と協力を求めるため、避難している要配慮者及びその家族にも十分に説明する。
- 福祉避難所を閉鎖する際は、原状回復を必ず行う。
- 派遣した福祉避難所担当者を中心として、避難スペースとして使用した場合の清掃や、備品やドアノブ等共用部分等のアルコール消毒を行う手配をする。体調不良者等を分解した専門スペース等についても、同様に消毒の手配を行う。消毒後は、施設管理者に対して消毒したことを説明する。
 - ※ 解消にあたっての留意点としては、早期退所を促す方法として、福祉仮設住宅への入居、高齢者世話付き住宅（シルバーハウジング）への入居、社会福祉施設等への入所等を積極的に活用する。
- 福祉避難所に要した経費のうち、災害救助法上の対象経費を県に報告する。

関係法令・参考資料

《法令》

- ・ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
- ・ 災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）
- ・ 災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）
- ・ 災害救助法（昭和22年法律第118号）

《基準・指針・ガイドライン》

- ・ 福祉避難所の確保・運営ガイドライン（内閣府（防災担当）（令和3年5月））
- ・ 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（内閣府（防災担当）（令和3年5月））
- ・ 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）
- ・ 災害救助事務取扱要領（内閣府（防災担当）（令和5年6月））
- ・ 水害からの広域避難に関する基本的な考え方（内閣府（防災担当）（令和3年5月））
- ・ 災害時における要配慮者支援マニュアル作成指針（神奈川県（令和5年3月））

《通知・事務連絡》

- ・ 指定緊急避難場所・指定避難所の指定等に係る様式変更及び全国共通避難所・避難場所 ID 体系の運用等について（令和6年9月9日付府政防第1223号・消防災第179号・国地応処第36号）

